

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年6月16日

奈良県知事 山下 真

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度 飛鳥・藤原地域における持続可能な観光地域づくり推進業務

(2) 業務の目的

令和8年夏頃の世界遺産登録を目指している『飛鳥・藤原の宮都』において、世界遺産登録を契機に国内外から多くの観光客が来訪されることが予想される。このため、地域資源を最大限活用した持続可能な観光地としてのブランドを確立することで、観光客の過度な集中を抑制するための取組を推進し、景観・自然・生活環境との調和・共生が図られた観光地とすることを目的とする。

(3) 業務の内容

飛鳥・藤原地域がデスティネーションとして国内外で広く認知されるよう、来訪する観光客に対して、世界遺産エリアとしてのブランド価値とともに、明日香法で厳しく守られてきた歴史的・里山的な景観・自然・生活環境等との調和・共生されてきた魅力と価値を国内外に発信するためのプロモーション等を地域とともに行う。

① 飛鳥・藤原地域のブランディング及びブランドブック作成

② モニターツアーの実施

③ 飛鳥・藤原地域のプロモーションの実施

④ 域内周遊のための実証実験の実施

(4) 委託料上限額

20,000千円（消費税及び地方消費税の額(10%)を含む）を限度とする。

(5) 業務の仕様等

5の(2)により配布する 令和7年度 飛鳥・藤原地域における持続可能な観光地域づくり推進業務 業務委託 公募型プロポーザル 募集要項（以下「募集要項」という。）に示すところによる。

(6) 契約期間

契約締結日から令和8年2月6日（金）まで

2 応募形態

複数の法人等でグループを構成して応募する場合は、構成員は他のグループの構成員になること、または単独で応募することはできない。

複数の法人等でグループを構成する場合は次の事項に留意すること。

(1) 代表団体を選出し、県との折衝については代表団体が行うこと。

(2) 応募については、1応募団体につき1提案に限る。

3 応募資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。（グループで応募する場合は構成員すべてが該当すること。ただし（3）については構成員の代表者が該当すること。）

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であ

ること。

- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q7諸サービス（④旅行業）」に登録しているものであること（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする）。

- (4) この公告に係る契約締結年度を除き過去5年間に国又は地方公共団体と同種及び同規模以上の業務の元請け実績があること。

※同種業務：観光地域づくりに関するコンサルティング、プロモーション又はモニターツアー実施業務

4 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 応募資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

5 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県 観光局 観光力創造課 観光地域づくり推進係

電話番号 0742-27-8553 ファクシミリ 0742-27-3510

- (2) 募集要項及び仕様書の配布

令和7年6月16日（月）から令和7年6月30日（月）午後5時00分までの間に、5の（1）の担当部局またはインターネットホームページ「奈良県観光力創造課」から入手するものとする。

- (3) 参加表明書の提出

5の（2）により配布する募集要項に示すところにより、令和7年6月30日（月）午後5時00分までに提出すること。

- (4) 企画提案書等の提出

5の（2）により配布する募集要項に示すところにより、令和7年7月7日（月）正午までに提出すること。

- (5) 質問の受付

5の（2）により配布する募集要項に示すところによる。

6 受託者の選定

5の（2）により配布する募集要項に示すところによる。

7 その他

- (1) 本受託者募集参加に係る経費

企画提案に係る一切の経費は、提出者の負担とする。

- (2) 提案書類の返却

提出された提案書等は返却しない。

- (3) その他、詳細は5の（2）により配布する募集要項及び仕様書に示すところによる。